

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料

(2)(1)以外の非住宅部分の場合

ア モデル建物法による場合		単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		77,600
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		102,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		165,100
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		216,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		260,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		305,000
イ 標準入力法等による場合		単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		199,200
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		257,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		366,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		453,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		535,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		610,000